

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	03 管轄	012919 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
法人番号	4130001033271					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ワールドプラン 彦根営業所		(〒 522 - 0073) 滋賀県彦根市旭町6-22田中ビル3F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 0749 (22) 7502							
時間外労働	④ 下記④に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(④については45時間まで、 ⑤については42時間まで)		1年(④については360時間まで、 ⑤については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		受注の集中・労務管理・従業員送迎	営業・送迎	20人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
		給与計算・決算処理・請求書作成	事務	4人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
		⑤ 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
		受注の集中・労務管理・従業員送迎	営業・送迎	20人	土・日・祝（企業カレンダー）		1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分		
							4回				
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
				土・日・祝（企業カレンダー）		4回					

受付
令和7年2月13日
彦根労働基準監督署
(チェックボックスに要チェック)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業・送迎	20人	8時間 0分	時間分	6回	95時間 0分	時間分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間分	25%
決算処理など一時的な業務の集中	事務	4人	8時間 0分	時間分	6回	95時間 0分	時間分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間分	25%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
		人	時間分	時間分	回	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他								（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 営業
氏名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒

令和 7 年 2 月 12 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太
彦根 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 13 日
彦根労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26 1 03 012919 000
	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	4130001033271

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
請負・一般労働者派遣		株式会社ワールドプラン 彦根営業所		(〒522 - 0073) 滋賀県彦根市旭町6-2 2田中ビル3F (電話番号：0749-22-7502)				2025年3月11日から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)			
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2025年3月11日	
	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中・労務管理・従業員送迎	営業・送迎	20名	8時間	8時間		45時間	360時間		
		給与計算・決算処理・請求書作成	事務	4名	8時間	8時間		45時間	360時間		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
受注の集中・労務管理・従業員送迎		営業・送迎	20名	土・日・祝（企業カレンダー）		1ヶ月に4回		0：00～24：00			
給与計算・決算処理・請求書作成		事務	4名	土・日・祝（企業カレンダー）		1ヶ月に4回		0：00～24：00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

受付
令和7年2月13日
彦根労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

受付

令和7年2月13日

彦根労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブルや送迎対応	営業・送迎	20名	8時間		6回	95時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
決算処理など一時的な業務の集中	事務	4名	8時間		6回	95時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表への通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保険指導を実施。								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 12日

職名 営業
氏名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 12日

使用者 職名 株式会社ワールドプラン代表取締役
氏名 松岡 敬太

彦根 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 13 日
彦根労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

- （1）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。
- （2）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- （3）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- （4）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。
- （5）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であって、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。
「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
- （6）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。
- （7）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。
- （8）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。
- （9）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的内容を「（具体的内容）」に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩ その他

- 2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働

令和7年2月13日
彦根労働基準監督署

組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

受 付

令和 7 年 2 月 13 日

彦根労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	02 管轄	006653 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
	法人番号 4130001033271					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ワールドプラン スタッフ事業部		(〒 522 - 0073) 滋賀県彦根市旭町6-22田中ビル3F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 0749 (22) 7502		[年 月 日 ~ 年 月 日]					
時間外労働	④ 下記④に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(④については45時間まで、 ⑤については42時間まで)		1年(④については360時間まで、 ⑤については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	④ 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 物の製造・運搬・倉庫作業・清掃等の軽作業・事務	360人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
		派遣先企業様における納期厳守・その他突発業務	[時間 分]								
			[時間 分]								
			[時間 分]								
	④ 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
④ 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 物の製造・運搬・倉庫作業・清掃等の軽作業・事務	360人			1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
	派遣先企業様における納期厳守・その他突発業務	[時間 分]				4回					
		[時間 分]						時 時 分 ~ 分			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

受付
令和7年2月13日
彦根労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	物の製造・運搬・倉庫作業、清掃等の 軽作業・事務	380 人	8 時間 0 分	時間 分	6 回	95 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表への通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 営業
氏 名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒

令和 6 年 2 月 13 日

使 用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

彦根 労働基準監督署長殿

受 付
令和 7 年 2 月 13 日
彦根労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	25 1 02 006653000
法人番号	4 1 3 0 0 0 1 0 3 3 2 7 1

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
労働者派遣事業		株式会社ワールドプラン スタッフ事業部		(〒522 — 0073) 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 3F (電話番号：0749 — 22 — 7502)				2025 年 3 月 11 日から 1 年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、 ②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間まで、 ②については 320 時間まで)	起算日 (年月日)		
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業様における納期厳守・その他	物の製造・運搬・倉庫作業	360 人		8 時間		45 時間		360 時間	
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
派遣先企業様における納期厳守・その他突発業務。		物の製造・運搬・倉庫業務 清掃等の軽作業・事務	360			1 か月に 4 回		0 : 00 ~ 24 : 00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)

受付
令和 7 年 2 月 13 日
彦根労働基準監督署

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

受付

令和7年2月13日

彦根労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一般的な受注の集中・突発的なトラブル対応	物の製造・運搬・倉庫作業・清掃等の軽作業・事務	360人	8時間		6回	95時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①・⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導・保健指導を実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業
氏名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

2025 年 2 月 13 日

使用者 職名 株式会社カールドデザイン代表取締役
氏名 松岡 敬太

彦根 労働基準監督署長殿

令和 7 年 2 月 13 日
彦根労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

（1）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

（2）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

（3）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

（4）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。

（5）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であって、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（6）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。

（7）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

（8）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

（9）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的内容を「（具体的内容）」に記入すること。

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩ その他

2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数を推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数を推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

令和7年2月13日
彦根労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

労働保険番号	25702006653000000000
法人番号	4130001033271

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
労働者派遣事業		株式会社ワールドプランスタッフ事業部 （派遣先：ワボウ電子株式会社 浅井工場）		(〒 522 — 0073) 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 3F (電話番号：0749 -22 -7502)				2024 年 12 月 21 日から 2025 年 12 月 20 日まで 1 年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満 18 歳以上の者）	所定労働時間 （1 日） （任意）	延長することができる時間数			
						1 日	1 箇月（①については 45 時間まで、 ②については 42 時間まで）	1 年（①については 360 時間まで、 ②については 320 時間まで）	
						法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数
						（任意）	（任意）	（任意）	（任意）
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者	設備・機械・人員・天災等	電子部品の組立・検査		7 時間 45 分				
		計画変更による製品・部品の	梱包・ピッキング						
		納期及び臨時の受注に対応する為							
		同上	同上	26 人	7 時間 45 分	5 時間	42 時間	320 時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満 18 歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる法定 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
	設備・機械・人員・天災等		同上	26 人	派遣先カレンダーに準ずる		1 か月に 3 回		8：15～17：00
	計画変更による製品・部品の納期及び臨時の受注に対応する為								

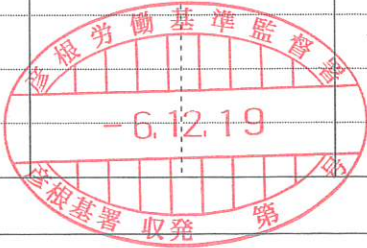
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2024年12月21日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
設備・機械・人員・天災等の計画変更による	電子部品の組立・	26人			6回	78時間		25%	715時間		25%
製品部品の納期が予想を上回る逼迫及び臨時の	検査・梱包										
受注に対応する為	ピッキング										
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											



協定の成立年月日 2024 年 12 月 20 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 社員
氏名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 選挙による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2024 年 12 月 20 日

彦根 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	株式会社ワールドプラン (派遣先ワボウ電子株式会社本社・浅井工場)	滋賀県彦根市旭町6-22田中ビル3F (0749-22-7502)		500人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
26人 (人)	2024年12月21日～2025年12月20日	(別紙)	38時間00分	2024年12月21日～ 2025年12月20日まで
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間45分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間30分 (時間分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間

旧協定の対象期間	1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	7時間45分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	46時間30分	旧協定の対象期間中の総労働日数	256日

協定の成立年月日 2024年12月20日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 社員
氏名 永野 潤

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(選挙による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2024年12月20日

彦根 労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。
なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1 年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

株式会社ワールドプラン（以下「会社」という）と従業員代表 永野 潤（以下「従業員代表」という）は、1 年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第 1 条 所定労働時間は、1 年単位の変形労働時間制によるものとし、1 年を平均して週 40 時間を超えないものとする。

1 日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

日勤	始業	8:15	終業	17:00	(所定労働時間: 7 時間 45 分)
	休憩	10:00~10:10	12:00~12:40	15:00~15:10	(休憩時間合計: 60 分)
夜勤	始業	20:15	終業	5:00	(所定労働時間: 7 時間 45 分)
	休憩	22:00~22:10	0:15~0:55	3:00~3:10	(休憩時間合計: 60 分)

（起算日）

第 2 条 変形期間の起算日は、令和 6 年 12 月 21 日とする。

（休 日）

第 3 条 変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

第 4 条 会社は、第 1 条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第 5 条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- (1) 18 歳未満の年少者
- (2) 妊娠中又は産後 1 年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- (3) 育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第 6 条 特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第 7 条 本協定の有効期間は、起算日から 1 年間とする。

令和 6 年 12 月 27 日

(使 用 者)	株式会社ワールドプラン	代表取締役	松岡 敬太
(従業員代表)	株式会社ワールドプラン	従業員代表	永野 潤



2024 12月 - Dec. 稼働日 22

日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	(30)	(31)				

2025 1月 - Jan. 稼働日 20

日	月	火	水	木	金	土
			(1)	(2)	(3)	(4)
5	6	7	8	9	10	11
12	(13)	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	(25)
26	27	28	29	30	31	

2月 - Feb. 稼働日 23

日	月	火	水	木	金	土
						(1)
2	3	4	5	6	7	(8)
9	10	(11)	12	13	14	(15)
16	17	18	19	20	21	(22)
(23)	(24)	25	26	27	28	

3月 - Mar. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	(8)
9	10	11	12	13	14	(15)
16	17	18	19	(20)	21	(22)
23	24	25	26	27	28	(29)
30	31					

4月 - Apr. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	(5)
6	7	8	9	10	11	(12)
13	14	15	16	17	18	(19)
20	21	22	23	24	25	(26)
27	28	(29)	30			

5月 - May. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	(3)
(4)	(5)	(6)	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	(17)
18	19	20	21	22	23	(24)
25	26	27	28	29	30	(31)

6月 - Jun. 稼働日 23

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	(7)
8	9	10	11	12	13	(14)
15	16	17	18	19	20	(21)
22	23	24	25	26	27	(28)
29	30					

2025

[2025年祝祭日]

1月 1日:元日
1月13日:成人の日
2月11日:建国記念日
2月23日:天皇誕生日
*2月24日:振替休日
3月20日:春分の日
4月29日:昭和の日
5月 3日:憲法記念日
5月 4日:みどりの日
5月 5日:こどもの日
*5月 6日:振替休日
7月21日:海の日
8月11日:山の日
9月15日:敬老の日
9月23日:秋分の日
10月13日:スポーツの日
11月 3日:文化の日
11月23日:勤労感謝の日
*11月24日:振替休日
*...振替休日
祝祭日:出勤日(振替)

凡例

()
時短休日
()
祝祭日
()
全社統一休日

7月 - Jul. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	(12)
13	14	15	16	17	18	(19)
20	(21)	22	23	24	25	(26)
27	28	29	30	31		

8月 - Aug. 稼働日 20

日	月	火	水	木	金	土
					1	(2)
3	4	5	6	7	8	(9)
10	(11)	12	(13)	(14)	(15)	(16)
17	18	19	20	21	22	(23)
24	25	26	27	28	29	(30)
31						

9月 - Sep. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	(6)
7	8	9	10	11	12	(13)
14	(15)	16	17	18	19	(20)
21	22	(23)	24	25	26	(27)
28	29	30				

10月 - Oct. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	(4)
5	6	7	8	9	10	(11)
12	(13)	14	15	16	17	(18)
19	20	21	22	23	24	(25)
26	27	28	29	30	31	

11月 - Nov. 稼働日 22

日	月	火	水	木	金	土
						(1)
2	(3)	4	5	6	7	(8)
9	10	11	12	13	14	(15)
16	17	18	19	20	21	(22)
(23)	(24)	25	26	27	28	(29)
30						

12月 - Dec. 稼働日 21

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	(6)
7	8	9	10	11	12	(13)
14	15	16	17	18	19	(20)
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(年間労働日:255日・年間休日:110日)

改訂番号[00]	第2生産本部
初版発行	ワボウ 第2生産本部 24/09/20 引山



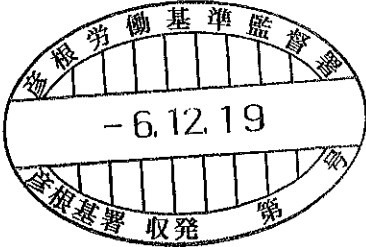
時間外労働
休日労働に関する協定届

様式第9号の2（第16条第1項関係）

労働保険番号	25702006653000000000
法人番号	4130001033271

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
労働者派遣事業		株式会社ワールドプランスタッフ事業部 (派遣先：ワボウ電子株式会社 本社工場)		(〒 522 — 0073) 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 3F (電話番号：0749 —22 —7502)				2024 年 12 月 21 日から 2025 年 12 月 20 日まで 1 年間		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数				
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、 ②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間まで、 ②については 320 時間まで)		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2024 年 12 月 21 日
	① 下記②に該当しない労働者	設備・機械・人員・天災等	電子部品のピッキング		7 時間 45 分					
		計画変更による製品・部品の								
		納期及び臨時の受注に対応する為								
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	2 人	7 時間 45 分	5 時間	42 時間	320 時間		
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
設備・機械・人員・天災等		同上	2 人	派遣先カレンダーに準ずる		1 か月に 3 回		8：15～17：00		
計画変更による製品・部品の納期及び臨時の受注に対応する為										

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☒
（チェックボックスに要チェック）



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
設備・機械・人員・天災等の計画変更による	電子部品のピックアップ	2人			6回	78時間		25%	715時間		25%
製品部品の納期が予想を上回る逼迫及び臨時の											
受注に対応する為											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2024 年 12 月 20 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 社員 氏名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 選挙による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2024 年 12 月 20 日

彦根 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役 氏名 松岡 敬太

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	株式会社ワールドプラン (派遣先ワボウ電子株式会社本社・浅井工場)	滋賀県彦根市旭町6-22田中ビル3F (0749-22-7502)		500人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
26人 (人)	2024年12月21日～2025年12月20日	(別紙)	38時間00分	2024年12月21日～ 2025年12月20日まで
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間45分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間30分 (時間分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		対象期間中の最も長い連続労働日数		6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		特定期間中の最も長い連続労働日数		日間

旧協定の対象期間	1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	7時間45分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	46時間30分	旧協定の対象期間中の総労働日数	256日

協定の成立年月日 2024年12月20日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 社員
氏名 永野 潤

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(選挙による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2024年12月20日

彦根 労働基準監督署長殿



使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬



記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合に「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。
なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

株式会社ワールドプラン（以下「会社」という）と従業員代表 永野 潤（以下「従業員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

日勤	始業	8:15	終業	17:00	(所定労働時間: 7時間 45分)
	休憩	10:00~10:10	12:00~12:40	15:00~15:10	(休憩時間合計: 60分)
夜勤	始業	20:15	終業	5:00	(所定労働時間: 7時間 45分)
	休憩	22:00~22:10	0:15~0:55	3:00~3:10	(休憩時間合計: 60分)

（起算日）

第2条 変形期間の起算日は、令和6年12月21日とする。

（休日）

第3条 変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- (1) 18歳未満の年少者
- (2) 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- (3) 育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

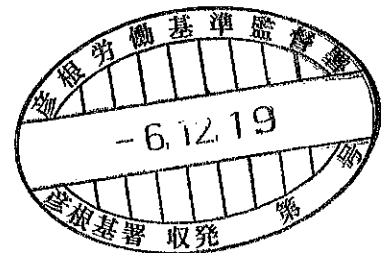
第6条 特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

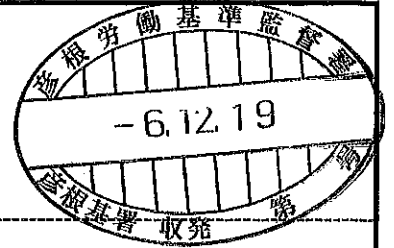
令和6年12月27日

(使用者)	株式会社ワールドプラン	代表取締役	松岡 敬太
(従業員代表)	株式会社ワールドプラン	従業員代表	永野 潤



[令和7年(2025年)カレンダー]

発効日 2024/12/13
総務課



[12月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>21</td></tr><tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>29</td><td>(30)</td><td>(31)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							日	月	火	水	木	金	土							21	22	23	24	25	26	27	28	29	(30)	(31)					備考 ()=日曜日以外の休日, {}=統一休日 <>=祝祭日,							労働基準監督署 - 6.12.19 労働基準署 収発 第																																																																																																															
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
						21																																																																																																																																																			
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																			
29	(30)	(31)																																																																																																																																																							
[1月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><1></td><td>(2)</td><td>(3)</td><td>[4]</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td><13></td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>(25)</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table> 稼働 19日 / 休日 12日							日	月	火	水	木	金	土				<1>	(2)	(3)	[4]	5	6	7	8	9	10	11	12	<13>	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	(25)	26	27	28	29	30	31		[2月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(1)</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>[8]</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>[11]</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>(15)</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>(22)</td></tr><tr><td>23</td><td>[24]</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td></tr></table> 稼働 23日 / 休日 8日							日	月	火	水	木	金	土							(1)	2	3	4	5	6	7	[8]	9	10	[11]	12	13	14	(15)	16	17	18	19	20	21	(22)	23	[24]	25	26	27	28		[3月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(1)</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>[8]</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>(15)</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>[20]</td><td>21</td><td>(22)</td></tr><tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>(29)</td></tr><tr><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 20日 / 休日 8日							日	月	火	水	木	金	土							(1)	2	3	4	5	6	7	[8]	9	10	11	12	13	14	(15)	16	17	18	19	[20]	21	(22)	23	24	25	26	27	28	(29)	30	31					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
			<1>	(2)	(3)	[4]																																																																																																																																																			
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																																			
12	<13>	14	15	16	17	18																																																																																																																																																			
19	20	21	22	23	24	(25)																																																																																																																																																			
26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
						(1)																																																																																																																																																			
2	3	4	5	6	7	[8]																																																																																																																																																			
9	10	[11]	12	13	14	(15)																																																																																																																																																			
16	17	18	19	20	21	(22)																																																																																																																																																			
23	[24]	25	26	27	28																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
						(1)																																																																																																																																																			
2	3	4	5	6	7	[8]																																																																																																																																																			
9	10	11	12	13	14	(15)																																																																																																																																																			
16	17	18	19	[20]	21	(22)																																																																																																																																																			
23	24	25	26	27	28	(29)																																																																																																																																																			
30	31																																																																																																																																																								
[4月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>(5)</td></tr><tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>[12]</td></tr><tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>(19)</td></tr><tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>(26)</td></tr><tr><td>27</td><td>28</td><td>[29]</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 21日 / 休日 10日							日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11	[12]	13	14	15	16	17	18	(19)	20	21	22	23	24	25	(26)	27	28	[29]	30				[5月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>[3]</td></tr><tr><td>4</td><td><5></td><td>(6)</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>(17)</td></tr><tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>(24)</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>(31)</td></tr></table> 稼働 21日 / 休日 9日							日	月	火	水	木	金	土					1	2	[3]	4	<5>	(6)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	(17)	18	19	20	21	22	23	(24)	25	26	27	28	29	30	(31)	[6月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>[7]</td></tr><tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>(14)</td></tr><tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>(21)</td></tr><tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>(28)</td></tr><tr><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 23日 / 休日 8日							日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	[7]	8	9	10	11	12	13	(14)	15	16	17	18	19	20	(21)	22	23	24	25	26	27	(28)	29	30												
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
		1	2	3	4	(5)																																																																																																																																																			
6	7	8	9	10	11	[12]																																																																																																																																																			
13	14	15	16	17	18	(19)																																																																																																																																																			
20	21	22	23	24	25	(26)																																																																																																																																																			
27	28	[29]	30																																																																																																																																																						
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
				1	2	[3]																																																																																																																																																			
4	<5>	(6)	7	8	9	10																																																																																																																																																			
11	12	13	14	15	16	(17)																																																																																																																																																			
18	19	20	21	22	23	(24)																																																																																																																																																			
25	26	27	28	29	30	(31)																																																																																																																																																			
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
1	2	3	4	5	6	[7]																																																																																																																																																			
8	9	10	11	12	13	(14)																																																																																																																																																			
15	16	17	18	19	20	(21)																																																																																																																																																			
22	23	24	25	26	27	(28)																																																																																																																																																			
29	30																																																																																																																																																								
[7月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>(5)</td></tr><tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>[12]</td></tr><tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td>20</td><td><21></td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>(26)</td></tr><tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 21日 / 休日 9日							日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11	[12]	13	14	15	16	17	18	19	20	<21>	22	23	24	25	(26)	27	28	29	30	31			[8月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>[2]</td></tr><tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>10</td><td>[11]</td><td>12</td><td>(13)</td><td>(14)</td><td>(15)</td><td>(16)</td></tr><tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>(23)</td></tr><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>(30)</td></tr><tr><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 20日 / 休日 11日							日	月	火	水	木	金	土						1	[2]	3	4	5	6	7	8	9	10	[11]	12	(13)	(14)	(15)	(16)	17	18	19	20	21	22	(23)	24	25	26	27	28	29	(30)	31							[9月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>(6)</td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>[13]</td></tr><tr><td>14</td><td><15></td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr><tr><td>21</td><td>22</td><td>[23]</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>(27)</td></tr><tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 22日 / 休日 9日							日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	(6)	7	8	9	10	11	12	[13]	14	<15>	16	17	18	19	20	21	22	[23]	24	25	26	(27)	28	29	30				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
		1	2	3	4	(5)																																																																																																																																																			
6	7	8	9	10	11	[12]																																																																																																																																																			
13	14	15	16	17	18	19																																																																																																																																																			
20	<21>	22	23	24	25	(26)																																																																																																																																																			
27	28	29	30	31																																																																																																																																																					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
					1	[2]																																																																																																																																																			
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																			
10	[11]	12	(13)	(14)	(15)	(16)																																																																																																																																																			
17	18	19	20	21	22	(23)																																																																																																																																																			
24	25	26	27	28	29	(30)																																																																																																																																																			
31																																																																																																																																																									
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
	1	2	3	4	5	(6)																																																																																																																																																			
7	8	9	10	11	12	[13]																																																																																																																																																			
14	<15>	16	17	18	19	20																																																																																																																																																			
21	22	[23]	24	25	26	(27)																																																																																																																																																			
28	29	30																																																																																																																																																							
[10月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>(4)</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>[11]</td></tr><tr><td>12</td><td><13></td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>(25)</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table> 稼働 21日 / 休日 9日							日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	(4)	5	6	7	8	9	10	[11]	12	<13>	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	(25)	26	27	28	29	30	31		[11月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(1)</td></tr><tr><td>2</td><td><3></td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>[8]</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>(15)</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>(22)</td></tr><tr><td>23</td><td>[24]</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr><tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 稼働 22日 / 休日 9日							日	月	火	水	木	金	土							(1)	2	<3>	4	5	6	7	[8]	9	10	11	12	13	14	(15)	16	17	18	19	20	21	(22)	23	[24]	25	26	27	28	29	30							[12月] <table><tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>(6)</td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>[13]</td></tr><tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>(20)</td></tr></table> 稼働 22日 / 休日 8日							日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	(6)	7	8	9	10	11	12	[13]	14	15	16	17	18	19	(20)														
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
			1	2	3	(4)																																																																																																																																																			
5	6	7	8	9	10	[11]																																																																																																																																																			
12	<13>	14	15	16	17	18																																																																																																																																																			
19	20	21	22	23	24	(25)																																																																																																																																																			
26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
						(1)																																																																																																																																																			
2	<3>	4	5	6	7	[8]																																																																																																																																																			
9	10	11	12	13	14	(15)																																																																																																																																																			
16	17	18	19	20	21	(22)																																																																																																																																																			
23	[24]	25	26	27	28	29																																																																																																																																																			
30																																																																																																																																																									
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																			
	1	2	3	4	5	(6)																																																																																																																																																			
7	8	9	10	11	12	[13]																																																																																																																																																			
14	15	16	17	18	19	(20)																																																																																																																																																			
年間労働日 255日							年間休日 110日																																																																																																																																																		

1月1日—元日	5月3日—憲法記念日	9月23日—秋分の日
1月13日—成人の日	5月4日—みどりの日	10月13日—スポーツの日
2月11日—建国記念の日	5月5日—こどもの日	11月3日—文化の日
2月23日—天皇誕生日	5月6日—振替休日	11月23日—勤労感謝の日
2月24日—振替休日	7月21日—海の日	11月24日—振替休日
3月20日—春分の日	8月11日—山の日	
4月29日—昭和の日	9月15日—敬老の日	

時間外労働
休日労働に関する協定届

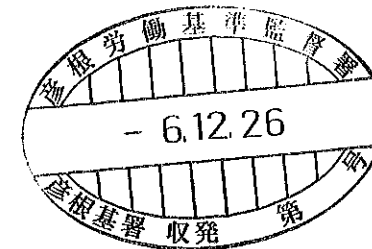
労働保険番号	25702006653600000000
法人番号	4130007033271

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
労働者派遣事業		株式会社ワールドプラン スタッフ事業部 （派遣先：三友エレクトリック株式会社）		〒 522 - 0073 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 3F （電話番号：0749 - 22 - 7502）				2025 年 1 月 1 日から 1 年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満 18 歳以上の者）	所定労働時間 （1 日） （任意）	延長することができる時間数					
						1 日	1 箇月（①については 45 時間まで、②については 42 時間まで）			1 年（①については 360 時間まで、②については 320 時間まで）	
							法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	起算日 （年月日）
											2025 年 1 月 1 日
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者	業務繁忙	配線組立・検査	29 人	8 時間 00 分	6 時間 30 分	42 時間	320 時間			
		納期対応	リフト・梱包	5	8 時間 00 分	6 時間 30 分	42 時間	320 時間			
		人手不足	機械オペレーター	8	8 時間 00 分	6 時間 30 分	42 時間	320 時間			
		その他業務上の必要がある時	溶接・塗装	5	8 時間 00 分	6 時間 30 分	42 時間	320 時間			
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満 18 歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる法定 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
		業務繁忙、納期対応、人手不足		組立・検査・リフト・梱包	47 名	派遣先カレンダーに準ずる		1 箇月に 4 回		8 : 30 ~ 17 : 15	
その他業務上の必要がある時		オペレーター・溶接・塗装									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒

（チェックボックスに要チェック）



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年1月1日		
			延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)
業務集中	配線組立・検査	29人	13時間30分		6回	80時間00分		25%	720時間		25%
納期対応	リフト・梱包	5人	13時間30分		6回	80時間00分		25%	720時間		25%
トラブル等対応	機械オペレーター	8人	13時間30分		6回	80時間00分		25%	720時間		25%
決算等	溶接	3人	13時間30分		6回	80時間00分		25%	720時間		25%
その他臨時又は突発的に必要がある場合											
※令和5年4月1日以降は 月60時間超過についての 割増賃金率は50%とする											
限度時間を超えて労働させる場合における手続			労働者代表者に対する事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号) ① ③	(具体的内容) 対象労働者への産業医による面接指導の実施							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2024 年 12 月 26 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 社員 氏名 永野 博

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 選挙による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2024 年 12 月 26 日

使用者 職名 代表取締役 氏名 松岡 敬

彦根 労働基準監督署長殿

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	株式会社ワールドプラン (派遣先:三友エレクトリック株式会社)	滋賀県彦根市旭町6-22田中ビル3F (0749-22-7502)		47人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
47人 (人)	2025年1月1日～2025年12月31日	(別紙)	38時間 12分	2025年1月1日～ 2025年12月31日まで
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間 00分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間 00分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
				249日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間

旧協定の対象期間	2024年1月1日～1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	249日

協定の成立年月日 2024 年 12 月 26 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 社員 氏名 永野 潤

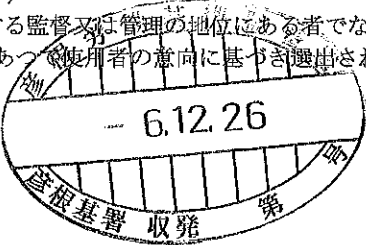
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(選挙による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2024 年 12 月 26 日

彦根 労働基準監督署長殿



使用者 職名 代表取締役 氏名 松岡 敬夫

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。
なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

株式会社ワールドプラン（以下「会社」という）と従業員代表 永野 潤（以下「従業員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

日勤	始業	8:30	終業	17:15	（所定労働時間：8時間00分）
	休憩	12:00～12:45			（休憩時間合計：45分）

夜勤	始業	19:30	終業	4:15	（所定労働時間：8時間00分）
	休憩	23:00～23:45			（休憩時間合計：45分）

（起算日）

第2条 変形期間の起算日は、令和7年1月1日とする。

（休日）

第3条 変形期間における休日は、別紙「派遣先の年間カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- （1）18歳未満の年少者
- （2）妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- （3）育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第6条 特定期間は定めないものとする。

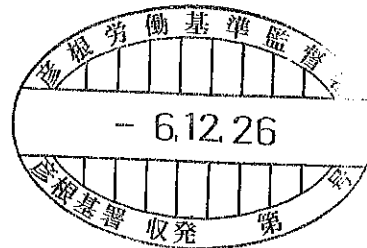
（有効期間）

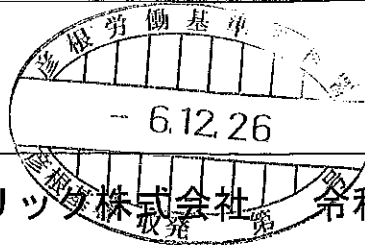
第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

令和 6年 12月 ²⁶/₂₇日

（使用者） 株式会社ワールドプラン 代表取締役 松岡 敬

（従業員代表） 株式会社ワールドプラン 従業員代表 永野 潤





株式会社ワールドプラン
スタッフ事業部

三友エレクトリック株式会社 令和 7 年度 休日表

	日	月	火	水	木	金	土	備考		日	月	火	水	木	金	土	備考
1月	・	・	・	①	②	③	④	1 元日 13 成人の日 休11日 出20日	7月	・	・	1	2	3	4	⑤	21 海の日 休 8日 出23日
	⑤	6	7	8	9	10	⑪			⑥	7	8	9	10	11	⑫	
	⑫	⑬	14	15	16	17	18			⑬	14	15	16	17	18	⑭	
	⑰	20	21	22	23	24	⑳			⑯	㉑	22	23	24	25	㉒	
	㉓	27	28	29	30	31	・			㉔	28	29	30	31	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	1	②	
2月	・	・	・	・	・	・	①	11 建国記念の日 23 天皇誕生日 24 振替休日 休 8日 出20日	8月	・	・	・	・	・	・	・	11 山の日 休14日 出17日
	②	3	4	5	6	7	⑧			③	4	5	6	7	8	9	
	⑨	10	⑪	12	13	14	⑮			⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	⑰	18	19	20	21	22	・			⑰	18	19	20	21	22	㉓	
	㉔	㉕	25	26	27	28	・			㉔	25	26	27	28	29	③①	
	・	・	・	・	・	・	・			③①	・	・	・	・	・	・	
3月	・	・	・	・	・	・	①	20 春分の日 休10日 出21日	9月	・	1	2	3	4	5	⑥	15 敬老の日 23 秋分の日 休 8日 出22日
	②	3	4	5	6	7	⑧			⑦	8	9	10	11	12	⑬	
	⑨	10	11	12	13	14	⑮			⑭	⑮	16	17	18	19	⑯	
	⑰	18	19	20	21	⑲	㉒			㉑	22	㉒	24	25	26	㉔	
	㉓	24	25	26	27	28	⑲			㉔	29	30	・	・	・	・	
	③①	31	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	
4月	・	・	1	2	3	4	⑤	29 昭和の日 休 8日 出22日	10月	・	・	・	1	2	3	④	13 スポーツの日 休 9日 出22日
	⑥	7	8	9	10	11	⑫			⑤	6	7	8	9	10	⑪	
	⑬	14	15	16	17	18	⑰			⑫	⑬	14	15	16	17	⑱	
	⑲	21	22	23	24	25	㉒			⑰	20	21	22	23	24	㉔	
	㉓	28	㉔	30	・	・	・			㉔	27	28	29	30	31	・	
	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	
5月	・	・	・	・	1	2	③	3 憲法記念日 4 みどりの日 5 こどもの日 6 振替休日 休11日 出20日	11月	・	・	・	・	・	・	①	3 文化の日 23 勤労感謝の日 24 振替休日 休10日 出20日
	④	⑤	⑥	7	8	9	⑩			②	③	4	5	6	7	⑧	
	⑪	12	13	14	15	16	⑰			⑨	10	11	12	13	14	⑮	
	⑰	19	20	21	22	23	㉒			⑰	17	18	19	20	21	㉔	
	㉓	26	27	28	29	30	③①			㉓	㉔	25	26	27	28	㉔	
	・	・	・	・	・	・	・			③①	・	・	・	・	・	・	
6月	①	2	3	4	5	6	⑦	休 9日 出21日	12月	・	1	2	3	4	5	⑥	休10日 出21日
	⑧	9	10	11	12	13	⑭			⑦	8	9	10	11	12	⑬	
	⑮	16	17	18	19	⑲	㉒			⑭	15	16	17	18	19	㉔	
	㉓	23	24	25	26	27	28			㉑	22	23	24	25	26	27	
	㉔	30	・	・	・	・	・			㉔	29	③①	③①	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	

○ 休日 ○ 一斉年休指定日

年間出勤日 249日

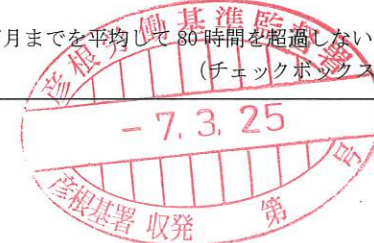
年間休日 116日

労働保険番号	251020066530000 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	4130001033271

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
労働者派遣事業（エレベータ等の製造・設計）		株式会社ワールドプラン （派遣先フジテック株式会社）		（〒 522 ― 0073 ） 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 3F （電話番号：0749-22 ― 7534 ）				2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで	
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満 18 歳 以上の者）	所定労働時間 （1 日） （任意）	延長することができる時間数			
						1 日	1 箇月（①については 45 時間ま で、②については 42 時間まで）	1 年（①については 360 時間ま で、②については 320 時間まで）	
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	起算日 （年月日）	2025 年 4 月 1 日			
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）			
① 下記②に該当しない労働者	緊急を要する加工・組立	製作	2	7 時間 50 分	15 時間	45 時間	360 時間		
② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満 18 歳 以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
	緊急を要する加工・組立		製作	2	会社カレンダーによる		4 週の法定休日のうち 4 回とする。 ただし、法定休日以外の日 を含めて、必ず 4 週に 2 回の休日 を確保するものとする。		0 時 00 分～24 時 00 分

☒

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならないこと、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。
（チェックボックスに要チェック）



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
エレベータ・エスカレータ等の納期逼迫等による大幅な業務集中に対する場合、または緊急の変更・手直しによる事務・折衝等の調整に対応するため。	製作	2	8時間		6回	80時間		25% (月間60時間を超えた場合は50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表への通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ⑨	(具体的内容) 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保険指導を受けさせること。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025 年 3 月 24 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 永野 潤

職名 営業
氏名 永野 潤

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒
(チェックボックスに要チェック)

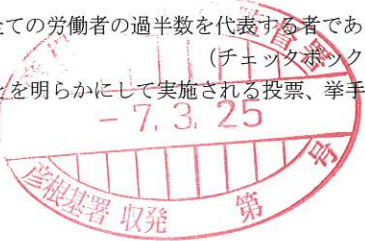
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025 年 3 月 24 日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

彦根 労働基準監督署長殿



1 年単位の變形労働時間制の協定書

株式会社イーエム・テックスR&Gスタッフ事業部と株式会社イーエム・テックスR&Gスタッフ事業部従業員代表とは、1 年単位の變形労働時間制に関し、次の通り協定する。

第 1 条 本協定に基づく 1 年単位の變形労働時間制は、滋賀工場全従業員に適用する。

第 2 条 本協定の対象期間は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 3 条 対象期間における休日は、次の通りとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日
3. 部門ごとに別途定める年間カレンダー

第 4 条 対象期間における所定労働日は、前条に定める休日以外の日とする。

第 5 条 対象期間における所定労働時間は、8 時間 15 分とする。

第 6 条 前条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合、会社は、時間外労働として給与規定の定めるところにより、時間外手当を支払うものとする。

第 7 条 本協定の有効期間は、2026 年 3 月 31 日までとする。

2025 年 3 月 24 日

株式会社イーエム・テックスR&Gスタッフ事業部
代表者取締役 松岡 敬太



株式会社イーエム・テックスR&Gスタッフ事業部
従業員代表 福島 真佐道



4月		日	月	火	水	木	金	土	
出勤日	21	6	7	8	9	10	11	12	33.00
	休日	9							
		13	14	15	16	17	18	19	41.25
出勤日	20	21	22	23	24	25	26		41.25
	休日	28	29	30					
		27	28	29	30				16.50
									173.25

10月		日	月	火	水	木	金	土	
出勤日	22	5	6	7	8	9	10	11	24.75
	休日	9							
		12	13	14	15	16	17	18	41.25
出勤日	19	20	21	22	23	24	25		33.00
	休日	26	27	28	29	30	31		
		27	28	29	30	31			41.25
									181.50

5月						1	2	3	
出勤日	20	4	5	6	7	8	9	10	16.50
休日	11	11	12	13	14	15	16	17	24.75
		18	19	20	21	22	23	24	41.25
		25	26	27	28	29	30	31	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		165.00

11月												1		
出勤日	19	2	3	4	5	6	7	8						0.00
	休日	9	10	11	12	13	14	15						33.00
	休日	11	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25					
		16	17	18	19	20	21	22						41.25
			8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	29						41.25
		23	24	25	26	27	28	29						41.25
			8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25						0.00
		30												156.75

6月		1	2	3	4	5	6	7	
出勤日	21	8	9	10	11	12	13	14	41.25
	休日	9							
		15	16	17	18	19	20	21	41.25
出勤日	22	23	24	25	26	27	28		41.25
	休日	29	30						
									8.25
									173.25

12月		1	2	3	4	5	6		
出勤日	20	7	8	9	10	11	12	13	41.25
	休日		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
	11	14	15	16	17	18	19	20	41.25
		21	22	23	24	25	26	27	41.25
		28	29	30	31				0.00
									165.00

7月			1	2	3	4	5		
出勤日	23	6	7	8	9	10	11	12	33.00
	休日		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
	8	13	14	15	16	17	18	19	49.50
			8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		
		20	21	22	23	24	25	26	49.50
			8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		33.00
		27	28	29	30	31			33.00
			8.25	8.25	8.25	8.25			189.75

1月		4	5	6	7	8	9	10	
出勤日	19	11	12	13	14	15	16	17	0.00
	休日	12							
		18	19	20	21	22	23	24	41.25
出勤日	25	26	27	28	29	30	31		33.00
	休日								
									41.25
									156.75

8月							1	2	
出勤日	17	3	4	5	6	7	8	9	8.25
	休日	14	10	11	12	13	14	15	49.50
		17	18	19	20	21	22	23	0.00
出勤日	24	25	26	27	28	29	30		41.25
	休日	31							
									41.25
									0.00
									140.25

2月		1	2	3	4	5	6	7	
出勤日	18	8	9	10	11	12	13	14	41.25
	休日	10							
		15	16	17	18	19	20	21	33.00
出勤日	22	23	24	25	26	27	28		41.25
	休日								
									33.00
									148.50

9月			1	2	3	4	5	6	
出勤日	21	7	8	9	10	11	12	13	41.25
	休日	9							
		14	15	16	17	18	19	20	41.25
出勤日	21	22	23	24	25	26	27		33.00
	休日	28	29	30					
									16.50
									173.25

3月		1	2	3	4	5	6	7	
出勤日	21	8	9	10	11	12	13	14	41.25
	休日	10							
		15	16	17	18	19	20	21	41.25
出勤日	22	23	24	25	26	27	28		33.00
	休日	29	30	31					
									41.25
									16.50
									173.25

1996.50

稼働日数	242日
休日数	123日
1日の所定時間	8.25hr
稼働時間	8:30~18:00
	1996.50hr

※祝日
昭和の日 4/29
憲法記念日 5/3
みどりの日 5/4
こどもの日 5/5
振替休日 5/6
海の日 7/21
山の日 8/11
敬老の日 9/15
秋分の日 9/23

スポーツの日 10/13
文化の日 11/3
勤労感謝の日 11/23
振替休日 11/24
元日 1/1
成人の日 1/12
建国記念の日 2/11
天皇誕生日 2/23
春分の日 3/20



4月	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5	
出勤日	21	6	7	8	9	10	11	12
休日	9		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	13	14	15	16	17	18	19	41.25
	20	21	22	23	24	25	26	41.25
	27	28	29	30				16.50
		8.25	8.25	8.25				173.25

10月	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4	
出勤日	24	5	6	7	8	9	10	11
休日	7		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	12	13	14	15	16	17	18	41.25
	19	20	21	22	23	24	25	41.25
	26	27	28	29	30	31		49.50
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
								198.00

5月					1	2	3	
出勤日	20	4	5	6	7	8	9	10
休日	11		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	24.75
	18	19	20	21	22	23	24	41.25
	25	26	27	28	29	30	31	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
								165.00

11月						1		
出勤日	19	2	3	4	5	6	7	8
休日	11		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	33.00
	16	17	18	19	20	21	22	41.25
	23	24	25	26	27	28	29	49.50
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		33.00
	30							0.00
								156.75

6月	1	2	3	4	5	6	7	
出勤日	21	8	9	10	11	12	13	14
休日	9		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	15	16	17	18	19	20	21	41.25
	22	23	24	25	26	27	28	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
	29	30						8.25
								173.25

12月		1	2	3	4	5	6	
出勤日	20	7	8	9	10	11	12	13
休日	11		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	14	15	16	17	18	19	20	41.25
	21	22	23	24	25	26	27	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
	28	29	30	31				0.00
								165.00

7月			1	2	3	4	5	
出勤日	22	6	7	8	9	10	11	12
休日	9		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	13	14	15	16	17	18	19	41.25
	20	21	22	23	24	25	26	33.00
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		33.00
	27	28	29	30	31			33.00
		8.25	8.25	8.25	8.25			181.50

1月					1	2	3	
出勤日	19	4	5	6	7	8	9	10
休日	12		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	18	19	20	21	22	23	24	33.00
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
	25	26	27	28	29	30	31	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25			156.75

8月						1	2	
出勤日	17	3	4	5	6	7	8	9
休日	14		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	10	11	12	13	14	15	16	0.00
	17	18	19	20	21	22	23	49.50
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		41.25
	24	25	26	27	28	29	30	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		0.00
	31							140.25

2月	1	2	3	4	5	6	7	
出勤日	18	8	9	10	11	12	13	14
休日	10		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	33.00
	15	16	17	18	19	20	21	41.25
	22	23	24	25	26	27	28	33.00
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		148.50

9月		1	2	3	4	5	6	
出勤日	20	7	8	9	10	11	12	13
休日	10		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	14	15	16	17	18	19	20	33.00
	21	22	23	24	25	26	27	33.00
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		16.50
	28	29	30					165.00
		8.25	8.25					

3月	1	2	3	4	5	6	7	
出勤日	21	8	9	10	11	12	13	14
休日	10		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
	15	16	17	18	19	20	21	33.00
	22	23	24	25	26	27	28	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		16.50
	29	30	31					173.25
		8.25	8.25					

1996.50

稼働日数	242日
休日数	123日
1日の所定時間	8.25hr 8:30~18:00
稼働時間	1996.50hr

※祝日
昭和の日 4/29
憲法記念日 5/3
みどりの日 5/4
こどもの日 5/5
振替休日 5/6
海の日 7/21
山の日 8/11
敬老の日 9/15
秋分の日 9/23

スポーツの日 10/13
文化の日 11/3
勤労感謝の日 11/23
建替休日 11/24
元日 1/1
成人の日 1/12
建国記念の日 2/11
天皇誕生日 2/23
春分の日 3/20



4月	日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5		
出勤日	21	6	7	8	9	10	11	12
休日	9		7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	36.25
	13	14	15	16	17	18	19	36.25
	20	21	22	23	24	25	26	36.25
	27	28	29	30				14.50
		7.25	7.25	7.25				152.25

10月	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4	
出勤日	22	5	6	7	8	9	10	11
休日	9		7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	37.25
	12	13	14	15	16	17	18	30.00
	19	20	21	22	23	24	25	37.25
	26	27	28	29	30	31		37.25
		7.25	7.25	7.25	7.25	8.25		163.50

5月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10
出勤日	20				8.25	8.25	8.25	24.75
休日	11							
	18	19	20	21	22	23	24	41.25
	25	26	27	28	29	30	31	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		163.00

11月						1		
		2	3	4	5	6	7	8
出勤日	19		9.25	9.25	9.25	9.25	9.25	37.00
休日	11		9.25	9.25	9.25	9.25	9.25	
	16	17	18	19	20	21	22	46.25
	23	24	25	26	27	28	29	46.25
	30		9.25	9.25	9.25	9.25	8.25	43.25
								174.75

6月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14
出勤日	21		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
休日	9							
	15	16	17	18	19	20	21	41.25
	22	23	24	25	26	27	28	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		8.25
	29	30						173.25

12月	1	2	3	4	5	6		
		7	8	9	10	11	12	13
出勤日	20		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
休日	11							
	14	15	16	17	18	19	20	41.25
	21	22	23	24	25	26	27	41.25
	28	29	30	31				0.00
								165.00

7月		1	2	3	4	5		
		6	7	8	9	10	11	12
出勤日	23		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
休日	8							
	13	14	15	16	17	18	19	49.50
	20	21	22	23	24	25	26	33.00
	27	28	29	30	31			33.00
		8.25	8.25	8.25	8.25			189.75

1月				1	2	3		
		4	5	6	7	8	9	10
出勤日	19		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
休日	12							
	18	19	20	21	22	23	24	33.00
	25	26	27	28	29	30	31	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		156.75

8月						1	2	
		3	4	5	6	7	8	9
出勤日	17		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	48.50
休日	14							
	17	18	19	20	21	22	23	41.25
	24	25	26	27	28	29	30	41.25
	31							0.00
								146.25

2月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14
出勤日	18		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	33.00
休日	10							
	22	23	24	25	26	27	28	41.25
		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25		33.00
								148.50

9月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13
出勤日	21		9.25	9.25	9.25	9.25	9.25	46.25
休日	9							
	14	15	16	17	18	19	20	46.25
	21	22	23	24	25	26	27	37.00
	28	29	30					13.50
		9.25	9.25					194.25

3月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14
出勤日	21		8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	41.25
休日	10							
	15	16	17	18	19	20	21	33.00
	22	23	24	25	26	27	28	41.25
	29	30	31					16.50
		8.25	8.25					173.25

1936.50

稼働日数	242日
休日数	123日
1日の所定時間	8.25hr
稼働時間	8:30~18:00
	1996.50hr

※授日
昭和の日 4/29
憲法記念日 5/3
みどりの日 5/4
こどもの日 5/5
振替休日 5/6
徳の日 7/31
山の日 8/11
敬老の日 9/15
秋分の日 9/23

スポーツの日 10/13
文化の日 11/3
勤労感謝の日 11/23
日/24
元日 1/1
成人の日 1/12
建国記念の日 2/11
天皇誕生日 2/23
春分の日 3/20



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25101009558000	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	2130001032655						

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス R&G スタッフ事業部 （派遣先 利高工業株式会社滋賀工場）			（〒 520 — 2144 ） 滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-5 本郷第 2 ビル 3F （電話番号：077-543-7170 ）				2025 年 4 月 1 日から 1 年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満 18 歳 以上の者）	所定労働時間 （1 日） （任意）	延長することができる時間数						
						1 日	1 箇月（①については 45 時間まで、②については 42 時間まで）			1 年（①については 360 時間まで、②については 320 時間まで）		
							法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	起算日 （年月日）	2025 年 4 月 1 日
											法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）
	① 下記②に該当しない労働者											
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	生産対応	生産・製造・生産管理	3 名	8.25 時間	4 時間		42 時間		320 時間		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満 18 歳 以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	生産対応		生産・製造・生産管理	3 名	派遣先カレンダーに準ずる		1 カ月に 2 日		8：30～18：00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）												



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年4月1日		
			延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させること ができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数
派遣先決算月増産対応	生産・製造・生産管理	3名	8時間		6回	80時間		25% (月間60時間を超えた場合は50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ⑨	(具体的内容) 必要に応じて産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保険指導を受けさせる									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 3月 24日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 生産管理 労働者代表
氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 3月 24日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

大津 労働基準監督署長殿

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
労働者派遣事業	(株)エー・エム・テキスト R&G スカフ事業部 (派遣先 利高工業株式会社)	滋賀県大津市大萱1丁目17-5本郷第2ビル3F 077-543-7170	360人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数
3人 (6人)	2025年4月1日 - 2026年3月31日 (2025年4月1日)	(別紙)	38時間 17分
労働時間が最も長い日の 労働時間数 (満18歳未満の者)	9時間 15分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の 労働時間数 (満18歳未満の者)	49時間 30分 (時間 分)
労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数	1週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超 える週数	3週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間
旧協定の対象期間	2024年4月1日から1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間 15分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	49時間 30分	旧協定の対象期間中の総労働日数	242日

協定の成立年月日 2025年 3月 24日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 労働者代表 生産管理
氏名 福島 真佐道

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 3月 24日

大津

労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。